

令和7年度平野区役所(平野区北部サービスセンター含む)植栽剪定及び害虫駆除業務委託
仕様書

1 業 務 名

令和7年度平野区役所(平野区北部サービスセンター含む)植栽剪定及び害虫駆除業務委託

2 業 務 内 容

平野区役所及び平野区北部サービスセンターの敷地内樹木の剪定及び樹木等の害虫駆除

3 履行期限 令和8年1月31日

4 各施設の仕様

【平野区役所】

作業場所：平野区役所（住所：大阪市平野区背戸口3-8-19）

業務内容：下記のとおり

※別紙植栽剪定図面を参照

① 植 栽 剪 定 年2回、8月頃と12月頃の閉庁日に行う。

② 樹木の害虫駆除 年間を通じて効果的な時期に害虫駆除を行う。

<植わっている樹木>

位置	名称（高さ）	数量	単位
1階正面玄関前及び東側（あ）	高木剪定（約6m）	5	本
//	桜剪定（約5m）	2	本
//	雑草排除	1	回
1階南面（い）	ツツジ・クチナシ剪定	複数	本
//	高木剪定（約6m）	1	本
//	雑草排除	1	回
1階北側（う）	低木剪定	2	箇所
//	雑草排除	1	回

※基本的に、花壇からはみ出した部分は、伐採する。

※ツツジ・クチナシの他雑草等についても、花壇の縁石が露出する程度に伐採する。

【平野区北部サービスセンター】

作業場所：平野区北部サービスセンター（住所：大阪市平野区加美鞍作1-9-3）

業務内容：下記のとおり

※別紙植栽剪定図面を参照

③ 植 栽 剪 定 年2回、8月頃と12月頃の閉庁日に行う。

① 樹木の害虫駆除 年間を通じて効果的な時期に害虫駆除を行う。

<植わっている樹木>

位置	名称（高さ）	数量	単位
1 階正面玄関前（a）	楠（約7m）・桜（約7m）	各 1	本
//	さざんか	複数	本
//	紅かなめ	複数	本
//	平戸つつじ・沈丁花・雪柳	複数	本
//	はなずおう・金木犀	5	本
//	雑草排除	1	回
1 階南面（b）	くろがねもち（約4m）	1	本
//	紅かなめ（約2m）	複数	本
//	くちなし	複数	本
//	雑草排除	1	回

※基本的に、花壇からはみ出した部分は、桜も含め、伐採する。

5 検 査

検査は、必ず作業終了後に両者立会いのもとに行い、現場写真等で発注者の確認を得なければならない。その結果指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けなければならない。

6 各種報告・届出等

作業の実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

「施工前」 工程表、現場代理人届(現場責任者報告)

「施工後」 作業前・作業中・作業後現場写真(内容説明付)、業務完了届

7 そ の 他

- ・ 樹木の害虫駆除に使用する薬液及び実施方法については、事前に発注者に報告し了承を得ること。
- ・ 作業実施日については、発注者と調整のうえ行うこと。
- ・ 作業前に発注者と実施場所・作業内容等の詳細な打合せを行うこと。
- ・ 作業中に樹木の傾き・揺れ・腐食等の異状が見られたときは発注者に報告し、指示を受けること。
- ・ 剪定及び害虫駆除作業は通行人や通行車両、隣接の建造物、出張所建物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。
- ・ 剪定に際しては、発生する剪定枝等や作業後のごみ等については適正な方法により処分を行うこと。
- ・ 作業完了時は速やかに仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施すること。
- ・ 作業にかかる諸費用については、受注者の負担とする。ただし、光熱水費について受注者からの申し出があった場合は、調整するものとする。
- ・ 安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任にお

いて処理すると共に速やかに発注者に報告すること。

- ・ その他作業実施にあたっては、発注者と調整のうえ指示に従うこと。
- ・ 剪定により発生した廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処理すること。
- ・ この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 本契約にあたり仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合は、あらかじめ発注者に確認しておくこと。
- ・ 応札金額については、年間すべての剪定を含む管理費も計上すること。

8 担 当

大阪市平野区役所総務課（担当：北橋、小林）

電話：０６－４３０２－９６２５

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 植栽剪定及び害虫駆除業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること